

全国社会福祉法人経営者協議会

経営協情報 №25

平成 26 年 10 月 2 日号

全国経営協事務局

TEL. 03-3581-7819

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

社会福祉法人制度見直しの検討事項「社会福祉法人の財務運営に関する規律」について議論される ～第 4 回社会保障審議会 福祉部会～

9 月 30 日（火）、第 4 回社会保障審議会福祉部会が開催された。

はじめに、第 4 回部会の検討事項である「社会福祉法人の財務運営に関する規律」について、厚生労働省から以下のような考え方が示された。

【考え方】

社会福祉法人の公益性を担保する財務規律を確立するためには、①適正かつ公正な支出管理、②余裕財産の明確化、③福祉サービス・「地域公益活動」への再投下の仕組みを構築することが必要。

①適正かつ公正な支出管理

- 役員報酬の支給基準の設定や調達等における親族等特定の関係者への特別の利益の供与の制限について措置すべきではないか。
- 一定規模以上の法人については、外部監査を活用して適切な支出管理をチェックする体制を整備すべきではないか。

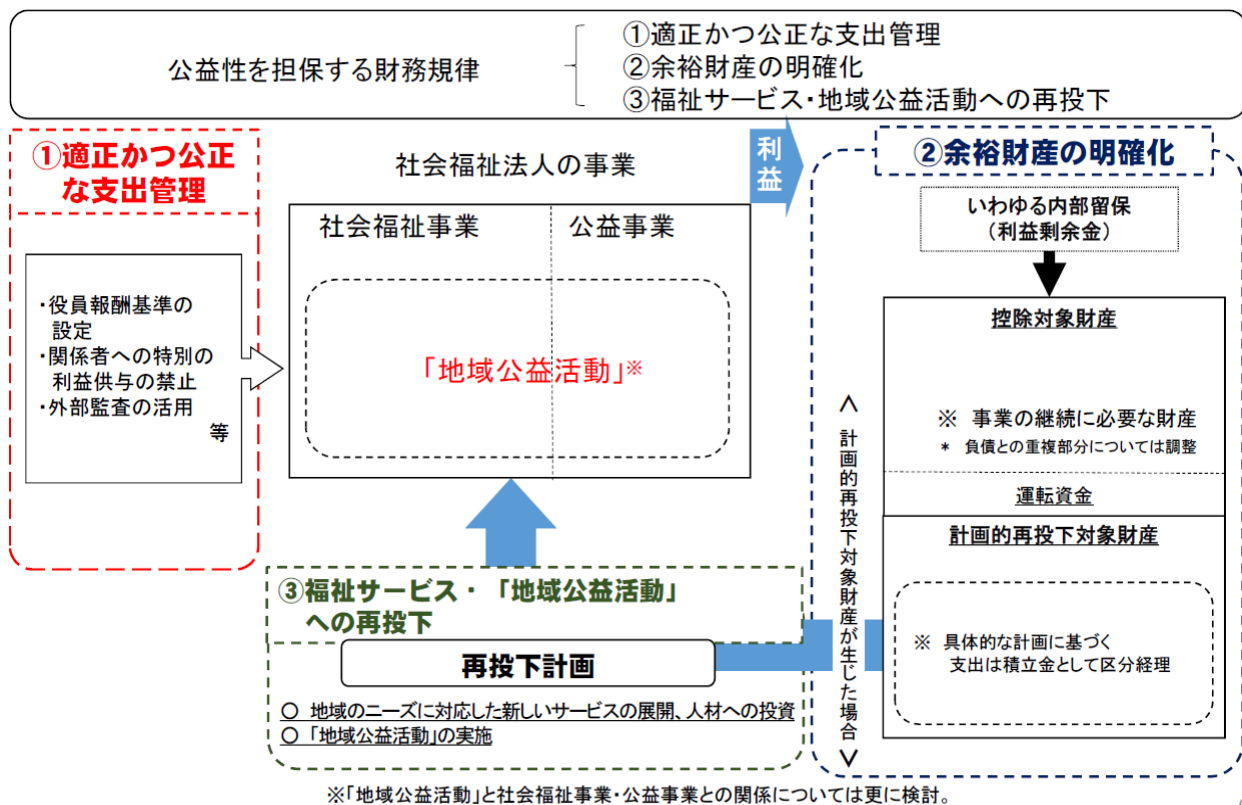
②余裕財産の明確化

- 事業継続に必要な財産と余裕財産を明確に区分し、それぞれの内容を明らかにする仕組みを構築すべきではないか。

③福祉サービス・「地域公益活動」への再投下

- 余裕財産について、福祉サービスの質の向上、人材への投資、地域のニーズを踏まえた社会福祉に関する「地域公益活動」への計画的な再投下を促す仕組みを構築してはどうか。

【社会福祉法人の財務規律のイメージ】



6

【論点】

○社会福祉法人の財務規律については、公益法人制度の仕組みをもとに検討するとしても、その特性を踏まえ、社会福祉法人に適した仕組みを構築すべきではないか。

(余裕財産の保有)

- ・公益法人については、有給財産保有制限において、一定の額（1年分の公益目的事業費相当額）の遊休財産の保有を認めている。
- ・社会福祉法人については、公金の支出があることや、介護保険、措置制度等の公的制度により確実に収入を得られるという事業の特性を踏まえ、運転資金（必要最低限の手元流動資金）を除き、社会福祉事業等へ計画的に再投下することとすべきではないか。

(収支相償性)

- ・公益法人制度においては、公益目的事業の公益性を担保する制度として収支相償の基準を導入しており、公益事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないこと（収支相償）を公益認定の基準として設けている。
- ・社会福祉法人については、そもそも社会福祉事業が公益性の高い事業であること、介護報酬、措置費等の公定価格が事業に要する費用を賄うのに必要な額として設定されていること等を踏まえれば、収支相償の基準そのものを適用するのではなく、効率的な経営をも考慮し、余裕財産の計画的な再投下により、公益性を担保すべきではないか。

○余裕財産の計画的再投下を担保する仕組みについて、どのように考えるか。

厚生労働省の説明を受け、委員から以下のような質問があった。

質問内容（発言は事務局整理、回答は厚生労働省）

- ・公共性、公益性が今回の制度改革のキーワードとなっているが、「公共性」の言葉が資料の中に出てきていない。公共性を高めるという視点も含めて対応していく必要があるのではないか。（関川委員）
⇒公共性の概念が多様化してきている。かつての議論ではガバメントが公共であったが、最近では公共という議論が盛んに行われており、公共性を使うと議論が収れんしないので、現状では公益性・非営利性がふさわしいと考えている。
- ・余裕財産の明確化とは、控除対象財産、運転資金、計画的再投下対象財産について、その目的や内容を明確化するということか。また、控除対象財産とは具体的に何のことか。（武藤委員）
⇒明確化し、規律のしっかりしたものにしていきたい。控除対象財産については、次回以降議論していただきたいが、ある程度ルール化できる裁量のない範囲を指し、それ以外の事業展開等に関するものは計画的再投下対象財産に入るという認識である。
- ・規制緩和については今後取り上げるのか。（田中座長）
⇒財務規律の関係で取り上げていくことになる。必要なところを整理して提案していく。
- ・福祉を目的とする事業を起業していくことが今の社会福祉法人に求められる。税法上優遇される事業範囲を超えてお金が流れていくことについて、税法上どう整理されていくのか。（関川委員）
⇒税法以前に、社会福祉法上、社会福祉法人が社会福祉事業・公益事業・収益事業以外のものを行うことはない。社会福祉を目的とする事業があるのであれば、公益事業の中に入ると認識している。

委員からは、前出の「考え方」に原則賛成という意見が多数あがった。主な意見は、以下のとおりである。

○法整備

- ・社会福祉法の改正の際に、社会福祉法人は地域のニーズに積極的に答えていくことが求められた。そういった状況の中で、社会福祉法人が柔軟な姿勢で取り組むのだという大前提・規制緩和を与える制度改革にしていくことが必要である。（藤井委員）
- ・「法人」を重視し、ガバナンスを高めるためには、法人本部の役割を明確化し、職員を配置するなど、法人の経費を確保することが必要である。しかし、現状では施設・会計単位に剰余が認められたときに限り本部経費が認められている。（武居委員）
- ・平成 21 年の介護保険法改正のとき、事業者の法令遵守や業務管理体制の整備が義務化された。これを参考にしながら、社会福祉法の中で法人に対してもそういったものを位置付けてはどうか。（福岡委員）

○適正かつ公正な支出管理

- ・外部監査については、小さな法人は導入が難しいが、第三者評価機関として財務系のコンサル会社が評価を行っていることもある現状を勘案し、財務の第三者評価の仕組みのようなものをつくることも一つではないか。(藤井委員)
- ・一定規模以上の法人に外部監査の活用とあるが、何をもって一定規模というのか。学校法人における外部監査を参考にすると、幼稚園や認定こども園についても義務付けられているので、保育所が義務付けられないというのは社会通念上あり得ないのではないか。(関川委員)
- ・事業主体として適正かをチェックするために、事業計画が適切にたてられ、それに基づいて事業が運営されているかをきちんと評価・チェックするシステムが必要である。(柳川委員)
- ・「関係者への特別の利益の供与」は禁止するだけではだめで、基本的に随意契約はやめるべき。随意契約の範囲をあらためて限定するなど、理事長の権限規定について、この部会でもっと議論していくべきである。(対馬委員)
- ・「原則、外部監査を活用する」とするべきで、しない場合の理由を明確にして対応するのが望ましい。人材への投資は重要である。処遇改善や退職積立等、これらの経費は控除対象財産に含めるべきではないか。(花井委員)
- ・法人本部について、業務執行理事がいれば法人本部を認めてもよいなど、もう一つ仕組みをつくってはどうか。将来人件費が上がっていく可能性があるからといって、人材のための積み立てを行っている法人もあるが、それと今回の議論は別である。(藤井委員)
- ・示された「考え方」については、原則この方向で行っていくべき。社会福祉法人は公益性が高いので、役員報酬についても適正にし、それを公表して透明性を高めることが必要。(武藤参考人)
- ・公平公正な公金支出のルールを担保する法整備をしてほしい。役員報酬等の標準モデル等も必要である。そういったモデルがないとなかなか浸透しないのが現状ではないか。また、会計に明るい職員を配置することも、これからの法人経営には必要である。(黒岩委員代理・西條参考人)
- ・地域の意見を聞く仕組みとして評議員会がある。議決機関としての評議員会と、住民の様々な声を聴く機関は別である。地域の意見を聴く機関をどうしていくかというのも課題である。(藤井委員)

○資金使途の制限

- ・措置費や介護報酬等における現状の一定の制限について、整理する必要がある。社会福祉法人には慈善博愛の事業者である本来の使命のもと、社会福祉事業を超えたニーズに対応することが求められる。経営努力の上で適正な水準を確保することは、社会福祉法人が本来もつ使命のひとつである。(福岡委員)

○余裕財産の明確化

- ・ 保育所の人件費率は、平均 7 割強という数値が出ている。それに管理費・事業費・事務費等が差し引かれると、ほとんど残らないのが現状である。そうした中で余裕財産や余裕財産の適正水準というものが出てきても、考え方の根拠がよくわからない。(高橋英治委員)
- ・ 余裕財産の明確化には賛成である。市町村にとっても、事業者がどのような計画を持っているのかが把握できるので良いことである。市町村の立てた福祉計画と一緒にあって事業者がやっていくことが大切であるが、現状では福祉計画は立てるけれども、その後、事業者がどう出てくるかわからない状況である。(三好委員)
- ・ 余裕財産の明確化はしっかり行うべきである。控除対象財産の範囲についてはルールづくりとそれを継続的に運用していく仕組みをつくらなければならない。計画的再投下対象財産については、事業計画と一緒に財務計画をつくり、理事会の決定があれば良しとするなどの方法がある。(藤井委員)
- ・ 控除対象財産については、法人の規模・事業が多岐にわたる中で、丁寧な議論が必要である。この部分を圧縮するとモラルハザードに影響することでもある。地域公益活動の中身についても、もう少し議論・検討が必要である。(鎌倉委員代理・松山参考人)

○収支相償性

- ・ 公益法人の収支相償は、措置時代を想起する。民間の自律性と今行っている事業の継続性を担保し、新しいサービスに対応できる財務の体系を整えてほしい。(武居委員)
- ・ 収支相償の原則は社会福祉法人にはなじまない。今、地域のニーズに積極的に答えていくには、縛りのないことが必要である。通知レベルで地方公共団体がやっていることを、しっかりと法律に定めるべきである。(藤井委員)

○福祉サービス・「地域公益活動」への再投下

- ・ 社会福祉法人のサービスを支える人件費等がきちんと担保された上で再投下していかなければならない。(石橋委員)
- ・ 遊休財産を使うのが目的になることを危惧している。遊休財産は事業の継続・充実のために使うもので、基本的に社会福祉事業に使うものとするべきである。(西條参考人)
- ・ 福祉サービス・「地域公益活動」への再投下には賛成である。適切な運営を担っていくための有用な人材を集めるには処遇改善や研修・職員育成に資産を使う、サービスの質の評価にお金を使うことが必要であり、そういうことを義務化してもよいのではないか。(小林委員)
- ・ 公益的な活動については、地域の経済界と一緒にできることもあると思うので、ぜひ意見を聞きながら進めていってほしい。(柳川委員)
- ・ 児童養護施設においては、措置されてきた子どもへの対応という本来業務だけでなく、地域一体となって地域の子どもたちを見ていく必要がある。制度の枠の外には関連する事業がたくさんある。新たなプランの中に計画的再投下というのが出てくるとよい。(武藤参考人)

- ・ヨーロッパの非営利組織は会計上、剰余が認められず、特定積立金化することが可能なシステムとなっている。非営利事業をよく表す会計システムをつくる検討も必要ではないか。(松原委員)

○地域公益活動の定義

- ・公益的な活動とは、一番には本来業務の周辺にあるものである。「保育」「障害」「高齢者」のように、分けてやれるものだけではない。各事業の“ついで”でできるものとそうではないものがあり、担当のソーシャルワーカーを置くことも必要である。また、利用者負担軽減もひとつの形である。3 つめに、地域を継続する・地域を再興するようなものも考えられる。制度内の業務のついでにできるものであればよいが、今の仕組みの中ではやりにくいものをどう整理するか、また、制度にないものをつくっていくことも求められる。まずは幅広く取り組みを並べてみて、整理することが必要ではないか。(藤井委員)
- ・オランダの住宅協会の事例を参考に、各法人が領域を定めて、その中で具体的な目標を設定し、事業を行っていくというのも考えられるのではないか。(堀田委員)

当日資料は、以下の URL にて公開されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000059644.html>

第5回部会は、10月7日（火）に開催される。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員（メールニュース配信希望者のみ）